

議案第 26 号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 17 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成 12 年 3 月目黒区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の 8 2 の 2 の項及び 8 2 の 3 の項を削り、同表の 1 の 8 8 の項中「、第 6 3 条第 3 項第 5 号イ」を「若しくは第 6 3 条第 3 項第 5 号イ」に改め、「若しくは第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ若しくは第 7 号イ」を削り、同表の 1 の 9 0 の項中「、第 6 3 条第 3 項第 6 号」を「若しくは第 6 3 条第 3 項第 6 号」に改め、「若しくは第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明） 東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例（令和 4 年 3 月東京都条例第 46 号）の施行に伴い、ふぐ加工製品の取扱いに係る届出済票の交付等の手数料を廃止するとともに、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）により租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が改正されたことに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。